

葉山町障害者計画 現行事業進捗洗い出しシート

基本目標1 こころのバリアフリーの推進  
主要課題1 障害に対する正しい理解の促進

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
1	1)障害者週間の啓発活動	社会福祉協議会、福祉課	ノーマライゼーションの理念の啓発と定着を図るため、障害者週間(12月3日～9日)に町役場ロビーで障害者団体や事業所の紹介のための作品展示やポスター掲示等、理解の促進と周知を図ります。 また、広報はやまや回覧板等により障害に関する正しい理解や知識・情報提供を行い、障害のある人への偏見や差別を取り除いていきます。	2	毎年、庁舎ロビーでの作品展示や障害者理解のリーフレットの配布、ポスター掲示をしている。広報葉山の令和元年12月号で特集記事を掲載し、啓発活動に努めている。	ポスターやリーフレット以外の啓発活動も検討が必要	2	
2	2)精神保健の啓発	福祉課	地域住民の精神保健の維持・向上、精神障害への理解を深めるため、啓発活動を行います。地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害理解の促進を図るための地域交流事業を実施しています。	2	地域活動支援センター等を通じて、地域との交流を行い、障害者理解の促進を図るための地域交流事業を実施している。		2	
3	3)職員研修事業	総務課、福祉課	ノーマライゼーションの理念を深めるため、職員研修等の充実を図ります。また、就労者の配属先を対象に、よこすか障害者就業・生活支援センターを招き、受け入れ側の心構え等について指導を受けていきます。	2	職員研修のメニューに障害の種類や特性を理解するための内容を取り入れている。また、葉山町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、職員が適切な対応を行えるよう努めている。	障害のある人への対応は障害の種類や特性により異なり、職員がすぐに理解することは難しいため、根気強く継続して学んでいく必要がある。	2	研修による理解を深める。
4	4)交流教育の推進	子ども育成課、学校教育課、福祉課	就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、保育園、幼稚園、小・中学校と特別支援教育諸学校等の児童・生徒が、日常的な交流や共同体験を通じて、幼少期から社会福祉への関心を持ち、互いに理解を深めあい、共に豊かな人間性を育てあえるよう、交流教育を進めます。現在、たんぼぼ教室と葉山保育園の交流を月2回実施しています。	2	インクルーシブ教育の整備・推進し、学校の実情を聞き取り特別教育支援員を配置している。たんぼぼ教室と葉山保育園で月2回程度の頻度で交流保育を実施している。	特別教育支援員の研修会を充実させていくこと。保育園で加配の保育士確保が困難なときがある。	2	各校の児童生徒の実情を把握し取り組んでいく。たんぼぼ教室通園児童の葉山保育園への集団活動参加の経験の場を継続していく。
5	5)福祉教育の充実	学校教育課、社会福祉協議会	障害のある人に対する理解と認識を深めるための福祉教育を推進するため、各種講座等を企画し、学習機会の充実を図ります。町内の小・中学校においては、体験学習を通して障害のある人への理解を深めていきます。また、福祉事業所の協力を得て、中・高校生対象の夏休み福祉活動体験学習(施設等での4日間の体験学習)を実施します。	2	社会福祉協議会では中学生を対象とした夏休みの福祉活動体験学習を実施し、葉山はばたきでの活動体験を行っている。	他の施設等に比べて障害者施設は体験先が少ないため、参加者数が限られる。	2	引き続き実施していく。(今年度はコロナ禍で中止)

主要課題2 ボランティア活動の活性化

6	1)ボランティアの育成	社会福祉協議会	ボランティア活動の基本的な研修を行うとともに、障害のある人へのボランティア活動を希望する地域住民を対象に、障害特性に応じたボランティアの育成のための手話奉仕員養成講座、点訳ボランティア養成講座(初・中級編)、音訳ボランティア養成講座(初・中級編)を開催します。手話奉仕員養成講座(入門課程)は毎年1回、点訳及び音訳の各ボランティア養成講座(初級・中級編)は2年ごとに開催しています。	2	音訳・点字・送迎ボランティア養成講座等の開催をしているが、参加希望者が少ない。	参加希望者が少なく、費用も掛かるので逗子市社協と合同開催するなど工夫している。	2	現状の講座を継続しながら参加者を増やす努力をする。
7	2)ボランティア活動のコーディネート	社会福祉協議会、福祉課	ボランティア活動希望者とボランティア活用希望者への情報提供やコーディネートを行うとともに、ボランティア活動団体への活動資金の支援を行います。社会福祉協議会では、ボランティア活動者への情報提供(市民活動ガイドブックや情報紙など)やコーディネート、ボランティア活動団体への活動資金の支援、ボランティア活動の利便性向上のための活動場所の提供等を行っています。	2	総合相談によるボランティアのコーディネートを行っている。ニーズのマッチングが難しい。	送迎ボランティアなどは自家用車を使い、事故の際の保険の問題などがある。	2	活動の仕組みづくりに着手していく。

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
8	3)小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会	葉山町内におおむね8つの日常生活圏域を設定し、現在7圏域において小地域福祉活動推進組織又はそれに準ずる住民主体が設置され、そのうち6地区において見守りや個別支援の活動が実施されています。	1	町内を8地区に分けて地域の福祉活動力を高める。小地域福祉活動の推進団体を8地区に設置を目指して実践中。	地域によって課題が異なり、問題意識も違うので、まとめていくことが難しい。	1	引き続き実施して8地区の設置を目指す。

### 主要課題3 スポーツ・レクリエーション活動の促進

9	1)障害者スポーツの振興	福祉課、生涯学習課	スポーツに興味を持つ障害のある人に対し、教育委員会等と連携を図りながら、スポーツ活動に参加する機会や指導を受ける機会を創出していきます。障害のある人から、スポーツ活動に参加したいとの相談があった場合には、できる限り受け入れへの配慮を行っています。	2	できる限り配慮している。		2	誰もがスポーツ活動に参加できるよう、機会を創出していく。
10	2)交流の場の推進	福祉課	障害のある人の社会参加と地域との交流を図るため、交流の機会を創出します。	1	年1回交流会を開催している。		2	
11	3)障害者スポーツ大会への参加支援	福祉課	障害のある人のスポーツ活動を促進するため、国や県が実施する障害者スポーツ大会への参加を支援します。県主催の障害者スポーツ大会への参加のため、送迎、ガイド、案内等の支援を実施します。	2	障害者スポーツ大会の周知・申込みを行った。R元年度 参加者1名	参加者が少ない。	2	周知に努め、引き続き実施する。
12	4)バリアフリー・ヨット大会事業	福祉課	葉山町セーリング協会及び逗子ヨット協会が主催するバリアフリー・ヨット大会の運営支援を実施しています。バリアフリー・ヨット大会を通じて、障害のある人のスポーツの振興と障害のある人同士の交流を推進します。	1	バリアフリー・ヨット大会の開催援助を行っている。		3	
13	5)愛の作品展の開催	福祉課	障害のある人が日頃の活動の中で作成した作品を披露する機会として、年1回福祉文化会館で愛の作品展を開催し、文化活動の充実を図ります。	2	年1回、高齢者趣味の作品展と合同開催している。		2	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
14	6)障害者団体の各種行事の支援	福祉課	障害のある人を支援する障害者団体に対し、行事や旅行等の活動費を支援することにより、文化・交流活動を促進します。福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成しています。	1	福祉の増進を図るため、障害者団体に活動費の一部を助成している。		2	
15	7)横須賀三浦地区ふれあい広場への支援	福祉課	横須賀三浦地区の知的障害者施設、作業所、行政が、協働により、アトラクション、展示、販売等のイベント「ふれあい広場」（年1回）を開催し、情報交換や交流を図るための活動を支援します。	1	年1回「ふれあい広場」を開催している。		2	

**基本目標2 自立と社会参加の促進**  
**主要課題1 日中活動の場の充実**

16	1)日中活動サービス	福祉課、子ども育成課	福祉施設等で日中活動として実施している「生活介護」「療養介護」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「ショートステイ」の各サービスを提供します。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
17	2)地域活動支援センターの設置	福祉課	創作的活動や社会交流活動など障害のある人の日中活動を支援する地域活動支援センター事業を「地域活動支援センターポート」及び「地域生活サポートセンター とらいむ」で実施します。	1	「地域サポートセンターとらいむ」はR元年度に終了し、現在は「地域活動支援センターポート」のみ。		2	
18	3)日中一時支援事業	福祉課	家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
19	4)障害者支援施設の充実	福祉課	障害者支援施設「葉山はばたき」では、機織作業、空き缶つぶし等を中心に、障害のある人の日中活動の場を提供しています。また、平成24年度より障害者総合支援法に基づく生活介護事業所へと円滑に移行し、安定的な運営を行っています。	1	安定的にサービスを提供している。		2	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
20	5)障害児の活動の場の充実	子ども育成課	総合的な療育の拠点である保育園・教育総合センター内の「たんぼほ教室」を活用し、発達にさまざまなニーズのある児童の日常の活動の場の充実を図ります。	2	たんぼほ教室では、必要な児童に療育支援、機能訓練を提供しています。	受入児童の調整が必要です。	3	今後の運営方法を検討していく。

### 主要課題2 暮らしの場の確保

21	1)グループホーム等の確保	福祉課	地域生活を支援するため、障害福祉サービスにおけるグループホームの確保に努めます。	2	ジャストサイズ堀内 利用者 10人		2	
22	2)町営住宅の整備	福祉課	バリアフリー化の推進など障害のある人が快適に生活できる町営住宅の整備を推進します。	3	エレベーター設置等の大規模改修はできていない。	手すり等の簡易なものは整備可能だが、大規模な整備は早急に実施することが難しい。	3	引き続き計画的な整備を図っていく。
23	3)公営住宅等の入居優遇措置	福祉課	障害のある人が町営住宅への入居を希望した場合、抽選の当選確率が上がる入居優遇措置や入居後の家賃の減免措置を図ります。	2	入居優遇措置は実施している。家賃については、収入に応じた金額となっているため、減免制度はない。		3	入居優遇措置は継続していく。減免制度は公営住宅の制度上対応は難しい。
24	4)住宅設備改良費助成事業	福祉課	重度の障害のある人又はその保護者が在宅生活に適するよう住宅設備を改良する場合、その改造費の一部を助成し、障害のある人の日常生活の便宜を図るとともに社会的自立を促進します。	1	R元年度実績 1件	介護などの住宅改修サービスもあるため、他法との連携を取っていく。	2	
25	5)情報提供の充実（事業所の参入促進のための情報提供）	福祉課	事業所の参入を促進するため、必要な情報の発信に努めます。また、公共用地の有効活用に向け、候補地の情報収集に努めます。	3	問い合わせはあるが、実現的な話には結びつかなかった。		2	

### 主要課題3 移動支援の充実

26	1)移動支援事業	福祉課	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人に、外出支援を行います。利用者のニーズに応じて、柔軟な対応を図っております。	1	安定的にサービスを提供している。		2	
27	2)送迎サービス運営事業	福祉課、社会福祉協議会	在宅生活の支援として、本人及び介護者だけでは移動が困難な重度の障害のある人に対して、病院や施設の入退院・入退所及び通院の際、車椅子ごと乗車できるハンディキャブによる送迎サービスを行います。	1	ニーズの見直しを図った結果、事業を高齢者サービスと統合した。		4	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
28	3)施設等通所交通費の支給	福祉課	施設等に通所している在宅の障害のある人に対し、交通費を助成することで、障害のある人の社会参加、経済的負担の軽減及び通所サービスの利用促進を図ります。	1	安定的にサービスを提供している。		2	
29	4)移動に係る経費の助成(タクシー券の交付、燃料費の助成)	福祉課	在宅の重度の障害のある人が利用するタクシー料金や自動車燃料費の一部を助成することにより、障害のある人の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。 タクシー券(600円)の年間24枚交付や燃料費(月10L)を助成し、在宅生活の支援を実施しています。	1	身体障害・知的障害だけでなく、R元年度より重度精神障害者も対象となっている。		2	
30	5)移動に係る経費の助成(自動車の改造にかかる費用の助成)	福祉課	移動手段として自動車を使用する在宅の重度の障害のある人が、障害の状況にあわせた自動車を購入又は改造しようとする場合、その改造費等を助成することにより、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	3	制度はあるが、R元年度の利用は0件だった。	利用者が少ない。	2	

#### 主要課題4 コミュニケーション支援の充実

31	1)コミュニケーション支援事業	福祉課	聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、相談や諸手続きの支援を行うとともに、病院や公共機関等での各種手続きや相談がスムーズに行われるよう手話通訳者の派遣を行います。	1	R元年度より福祉課窓口の手話通訳者の設置を週1日から週4日に増加した。 また、手話通訳者の派遣を行った。 R元年度 14件	今後は要約筆記のニーズも検討していきたい。	2	
32	2)手話奉仕員養成講座	福祉課、社会福祉協議会	聴覚障害への理解や手話技術の習得により聴覚障害のある人のサポートを希望する町民を対象として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の養成テキストに準じた講座を開催し、手話奉仕員を養成します。 また、手話奉仕員から手話通訳者へステップアップを図るための支援を、逗子市と連携を図りながら推進します。	1	逗子市と共催で厚生労働省が定めた学習指導要領のカリキュラムに基づく「基礎課程」「上級過程」講座を交互に開催している。		2	

#### 基本目標3 福祉・生活支援の充実

##### 主要課題1 在宅福祉サービスの充実

33	1)訪問系サービス	福祉課	日常生活に必要な「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「自立生活援助」の各サービスを提供します。 制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
34	2)補装具費の支給事業	福祉課	障害のある人の身体機能を補完又は代替し、自立した日常生活を行えるよう、補装具の購入費又は修理費を支給します。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
35	3)日常生活用具の給付	福祉課	主に身体障害のある人に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。	1	安定的にサービスを提供している。		2	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
36	4)入浴サービス事業の充実	福祉課	家庭において入浴することが困難な在宅の重度の障害のある人の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを実施します。	1	安定的にサービスを提供している。		2	
37	5)配食サービスの充実	福祉課	食事作りが困難な在宅の高齢者及び重度の障害のある人の世帯に、調理した夕食を配達し、健康保持や安否確認を行います。 平成23年からは、「就労継続支援B型 トントン工房」が委託事業所となり、食事作りから配達までを行っています。	1	安定的にサービスを提供している。		2	
38	6)介護用品支給事業	社会福祉協議会	障害者手帳の発行を受けている重度の障害のある人で、排泄用具を常時必要とする人に対し、紙おむつや尿パッドなどを支給しています。	1	重度高齢者に紙おむつ等の介護用品を隔月に支給。介護者の費用負担の軽減となっている。	支給している介護用品だけでは、賄えていない。	2	介護用品の費用負担の一部軽減だが、購入する手間もなく品物も宅配されるので、引き続き実施していく。
39	7)グループホーム等の入居者支援	福祉課	グループホームに入居する障害のある人の家賃等の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び自立生活の支援を図ります。 施設入居者のうち10,000円を上限として家賃を助成しています。	1	施設入居者のうち10,000円を上限として家賃を助成している。 ※R元年実績 22人		2	

## 主要課題2 施設等利用者への支援の充実

40	1)施設入所支援	福祉課	施設に入所する人に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
41	2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)	福祉課	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活力向上のための訓練を行います。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	
42	3)更生訓練費の確保	福祉課	身体障害のある人が施設において更生訓練を行う際に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	1	総合支援法の施行により安定的にサービスを提供している。		2	

## 主要課題3 相談体制の充実

43	1)相談支援事業の充実	福祉課	障害のある人や家族等からの相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談等を、総合的な相談窓口として相談支援事業所(「支援センター 風」、「地域生活サポートセンターとらいむ」、「こころの相談室ポート」)で実施します。 サービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談支援事業者と連携を図りながら、サービス等利用計画を作成します。	1	H30~R元にかけて、とらいむ利用者の引継ぎを行った。現在は風とポートで相談を受けている。	地域生活における相談は2事業所で安定しているが、計画相談の事業所は増えていない。	2	
----	-------------	-----	---	---	---	--	---	--

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
44	2)相談支援の充実	福祉課	町の相談窓口において、適切な対応ができるよう、保健師等の専門職員の確保や資質向上に努めるとともに、相談支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。福祉課内に保健師を設置するとともに、葉山町自立支援協議会の相談支援ネットワーク部会において相談支援事業者との連携を図っています。	1	適切に実施している。		2	
45	3)民生委員・児童委員の相談	民生委員・児童委員、福祉課	地域で安心して生活ができるよう、生活に関する身近な相談を実施しています。民生委員・児童委員の「障がい者福祉部会」において、地域の声を行政に反映してもらう仕組みができています。	1	毎年、民生委員・児童委員の「障がい者福祉部会」と障害のある方や団体と交流会を実施しており、その中で様々な相談を伺っている。		2	
46	4)地域福祉総合相談事業	社会福祉協議会	地域での生活及び福祉活動の担い手の相談を総合的に受け、住民、行政、福祉事業者との連携のもと支援を行います。	2	生活上の相談を総合的に受けている。周知不足もあり、障害者からの相談は少ない。	周知不足もあり、障害者のニーズの掘り起こしが不十分である	1	総合相談窓口として認知してもらえるよう周知していく
47	5)相談支援ネットワークの構築	福祉課	障害のある人や家族の相談に対して、適切な情報提供が行えるよう、相談支援事業者、福祉施設、地域活動支援センター等の関係機関とのネットワーク体制を構築します。(葉山町自立支援協議会) 現在、相談支援ネットワーク委員会を設置し、各事業所間の情報交換等を行っています。	1	相談支援ネットワーク委員会を月1回開催している。		2	
48	6)保健相談事業	町民健康課、福祉課	障害のある人及びその家族が必要な時に相談できるよう、福祉課と町民健康課で所内相談を行っています。 相談方法は、電話、来所や各種教室への参加等様々ですが、相談の内容で関係機関と連携して、相談の充実を図ります。 また、子ども育成課、教育委員会、福祉課、町民健康課で情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催しています。	2	障がいのある人及びその家族が相談を希望した際には、福祉課と町民健康課で所内相談や電話相談を行っている。 相談の内容次第では関係機関と連携して相談の充実を図っている。また、子ども育成課、教育委員会、福祉課、町民健康課で情報を共有し、包括的な支援が行えるよう、ケース会議や連絡会を開催している。	保健指導実施については、障がいの状況により、指導内容の理解度などの関係で、改善まで結びつけることが難しい場合がある。	2	相談者に対して、相談しやすい雰囲気づくりに配慮し、引き続き福祉課並びに関係機関と連携して相談の充実を図る。 また、保健指導を実施する際には、対象者の状況により家族同席に協力いただくなど、指導方法や指導内容の工夫に取り組む。
49	7)情報提供の充実(制度案内)	福祉課	障害者手帳交付の際に制度案内を配付し、利用可能な制度について周知するとともに、広報紙や町のホームページなど多様な手段を通じてわかりやすい、利用しやすい情報を提供します。 また、町役場に音声拡大読書機「よむべえ」を設置し、視覚障害者、学習障害者、高齢者等のサポートをします。	1	適切に実施している。		2	
50	8)情報提供の充実(声の広報)	政策課、議会事務局	視覚障害のある人に「広報はやま」及び「葉山町議会だより」を読んでもらうため、テジー図書作成を行い、希望される人には毎月ご自宅へお届けしています。なお、政策課にて貸し出しすることや町ホームページよりダウンロードすることも可能となっています。	1	現在、「広報はやま」は2名、「議会だより」は3名の利用があり、継続して利用されている。町HPにも掲載しておりダウンロードも可能。視覚障害の方だけでなく、日本語の読みが苦手な方にも簡単に利用できるようになっている。	HPの声の広報については利用者数を把握できていない。より多くの方にいかに周知するかが課題。	2	声の広報についての周知も含め、障害のある人に町の情報をきちんと伝えられるよう、今後も継続して取り組んでいく。

#### 主要課題4 障害のある子ども等への対応体制の充実

51	1)障害児相談支援の推進	子ども育成課、福祉課	早期発見・早期支援の視点で母子保健・子育て支援・家族支援など総合的な支援ができるよう体制整備を図ります。	2	相談支援ネットワーク部会の中で関係機関との情報共有等を行っています。	相談支援ネットワーク部会の更なる充実及び役割を明確にする。	3	関係機関との連携を強化していく。
----	--------------	------------	--	---	------------------------------------	-------------------------------	---	------------------

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
52	2)児童発達支援事業	子ども育成課、福祉課	未就学の障害のある児童等(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む)に対し、専門職等による療育支援・機能訓練を行い、子どもの発達を支援するとともに、保護者等に対しても児童の正しい理解と療育を支援します。	2	たんぼほ教室では、必要な子どもに療育支援、機能訓練を提供しています。	民間事業所の数が足りていない。	2	今後もたんぼほ教室及び民間事業所での療育支援、機能訓練を提供していく。
53	3)指導員や保育士の研修の充実	子ども育成課	障害のある児童等(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症等の児童も含む)に対応していくため、児童館やたんぼほ教室の指導員及び保育士の研修受講を推進し、資質の向上を図ります。	2	障害のある児童等に対応するための研修等に積極的に参加し職員の質の向上を図っています。	研修等へ参加する職員の調整が必要です。	2	研修等への参加で職員の質の向上を図っていく。
54	4)一貫した相談支援体制の充実	子ども育成課、学校教育課、福祉課	体や心の発達や行動等、何らかの面で周囲の人のサポートが必要な人に対し、周囲の支援者がその状況を理解し、共に支援のあり方について保健・福祉・医療・教育等が連携して、乳幼児期から就労するまで、発達支援システムによる一貫した相談・支援体制を充実させています。	2	発達支援システムにより福祉、教育等が連携した相談支援等を行っています。 R元年～R3年までは学齢期の医療ケア児の受け入れを協議する。	発達支援システムの連携内容の住民への周知方法。	3	発達支援システム会議で改善等の意見を伺っていく。

### 主要課題5 権利擁護の推進

55	1)成年後見制度利用支援事業	福祉課	高齢者や障害のある人が尊厳ある生活を維持するため、社会福祉協議会やNPO法人等と連携して、成年後見制度の相談・利用支援及び普及・啓発を行います。 また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで、制度利用の促進を図ります。 現在、弁護士や行政書士等の専門家による相談ができるよう、町役場に相談窓口を設置しています。	2	成年後見人相談を毎月1回開催しているほか、申立てに要する経費の助成を行っている。		2	
56	2)障害者虐待防止の仕組みづくり	福祉課	虐待を防止し、障害のある人の安全で安心な地域生活を確保するため、国・県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、平成25年度より福祉課内に設置した葉山町障害者虐待防止センターを中心とした支援体制を整えています。	2	センターとして機能している。		2	
57	3)あんしんセンター事業	社会福祉協議会	日常生活を営む上で支障がある知的障害、精神障害、身体障害のある人等の権利擁護を図り、地域での自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人(以下、「利用者等」という。)との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを提供します。 相談・契約件数は増加傾向にあります。制度案内等を通じて事業周知に努めています。	1	判断能力の低い方の金銭管理や福祉サービスの利用援助。金銭を預かり管理する支援が多い	親族と疎遠で通帳などの預かり物の引受人を設定できない	2	引き続き実施して支援していく(成年後見につなげていく)

### 主要課題6 経済的支援の充実

58	1)障害者手当支給事業	福祉課	毎年4月1日現在で町内在住の身体障害・知的障害・精神障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。	1	障害程度に応じて手当を支給している。 ※R元年度実績 重度障害 19人 中度障害 207人 軽度障害 293人	法整備によるサービスの充足など、社会変化に応じた施策の転換を図る必要がある。	3	社会変化に応じた施策の転換を検討していく。
59	2)特別障害者手当支給事業の普及・啓発	福祉課	在宅の重度の障害のある人で常時介護を要する人が手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報や制度案内等により国事業の普及・啓発を図っています。	2	広報、制度案内等により国事業の普及・啓発を図っている。		2	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
60	3) 神奈川県在宅重度障害者手当支給事業の普及・啓発	福祉課	毎年4月1日現在で県内に1年以上居住している在宅の障害のある人に対して、障害の程度に応じた手当を支給しています。手当を受給できるよう制度の普及・啓発に努めます。 広報、制度案内等により県事業の普及・啓発を図っています。	2	広報、制度案内等により国事業の普及・啓発を図っている。		2	
61	4) 公共料金等割引制度の普及・啓発	福祉課	重度の障害のある人の日常生活の支援を行うために、公共料金等の割引制度について、制度案内等により周知を図ります。 ・電車、バス等の交通機関の運賃の割引 ・有料道路の通行料金の割引 ・水道・NHK・下水道使用料等の一部を免除	2	障害者の在宅生活を支えるため、各種料金の割引を制度案内の冊子等により周知を図っている。		2	

**基本目標4 保健・医療の充実**  
**主要課題1 予防と健康づくりの充実**

62	1) 自立支援医療費の支給	福祉課	障害のある人の障害の程度を軽くするための治療にかかる医療費を、自立支援医療費（更正医療・育成医療）として支給します。 また、精神疾病の通院にかかる自立支援医療費（精神通院）については、円滑に手続きを行えるよう努めます。	1	総合支援法に基づき、適切に支給している。		2	
63	2) 障害者医療費助成事業	福祉課	重度の障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、保険診療にかかる医療費を助成します。 町は、平成19年10月より重度の精神障害のある人への入院・通院に係る医療費の助成も開始しています。	1	65歳以上で重度障害者になった方は除き、保険対象の自己負担分を助成している。		3	制度の安定的かつ継続的な運営のため、所得制限導入の検討をしていく。
64	3) 母子保健事業	子ども育成課	妊娠期から乳幼児期の健康相談・健康教育等を通して、支援の必要な人への早期支援を通し、親子の健やかな生活を支えます。 乳幼児健康診査にて、運動発達や精神発達及び疾患等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行います。 その後、子どもの状況により、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。	2	健康診査や健康教室等を通じて、支援の必要な人への早期支援を行っています。	健康診査未受診者へのアプローチ方法。	2	引き続き、健康診査や健康教室等を通じて、支援の必要な人への早期支援していく。
65	4) 特定検診・特定保健指導事業	町民健康課	国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に健康診査を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防、早期発見に努めます。また、重症化を予防するため、特定保健指導対象者となった方に対して保健指導を実施します。 精神障害のある人は、食事の調整や運動の実施が困難で、特定保健指導対象者になることが多く、本人の希望や家族の勧めなどで特定保健指導を受ける人が増えています。	2	利用人数は多くないが、特定健診や特定保健指導を利用した人に対し、本人の状態に合わせた支援体制は整ってきている。また、新型コロナウイルスの影響で、健診が実施できない期間があったが、遠葉医師会や逗子市、逗葉地域医療センター、予防医学協会等と調整し、健診日の追加を行い、健診受診機会の確保に努めている。（なお、特定保健指導は3～6か月間に期間が短縮され、以前の半年間に比べると利用しやすくなったと考えられている。）	特定健診や特定保健指導を利用した人に対しての支援体制は整ってきているが、障がいのある人の中でどれ程の割合が健診を受診しているかどうか把握できないため、案内文や健診の実施体制についての評価が課題です。	2	健診受診者に対して、時間帯・受診日・受診場所を増やしていくこと、送付する受診券の案内文を分かりやすくすることなどに努め、引き続き受診しやすい環境づくりに努めます。 特定保健指導については、障がいの状態によっては食事バランスを整えたり運動の実施が困難な場合もあり、特定保健指導対象者となることも多いため、本人の状態にあわせて指導内容に努めます。
66	5) 健康増進事業	町民健康課	各種がん検診や歯周疾患検診、シェイプアップ教室などの健康増進教室、健康フェスティバルや講演会等を実施し、健康づくりに努めます。 また、脳血管疾患等で言語障害を持つ人に言語訓練教室を実施します。	2	各種がん検診や歯周病検診、生活習慣改善教室などの健康増進教室、講演会等をおして健康づくりに努めています。（脳血管疾患等で言語障害のある人が対象の言語訓練教室は現在実施していません。）	胃がん検診は安全上からお断りすることがあるなど、がん検診は障がいのある人の受診が難しいことが課題です。 健康増進教室では、通常集団で行うことを前提とした内容が組まれており、集団参加が難しい人には個別対応が望ましい場合があります。	2	健康増進事業において、障がいのある人でも参加しやすい環境づくりに取り組みます。健康増進教室については、障がいのある人が参加しやすいよう、初回に留意点などを伺い、周囲の協力を仰ぎながら進めていきます。また、集団参加が難しい人については、個別支援を考慮していきます。

**主要課題2 障害の早期発見・早期対応**

67	1) 乳幼児療育事業	子ども育成課	乳幼児健康診査等において、運動発達や精神発達等で、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、経過健診や心理発達相談、医療機関への受診等にて健診後の支援を行い、必要な子どもに対して療育支援を行います。	2	健康診査等において、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、療育支援を行っている。	健康診査未受診者へのアプローチ方法。	2	引き続き、健康診査等において、何らかの発達支援が必要な子どもに対し、療育支援を行っていく。
----	------------	--------	---	---	--	--------------------	---	---

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容（規模）を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
68	2)健診フォロー体制の整備	町民健康課、子ども育成課	成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な受療を行っているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。乳幼児は、乳幼児健康診査において、運動発達や精神発達等で、何らかの所見のあった子どもに対して、経過健診や心理発達相談、医療機関での精密健康診査等を行い、健診後の支援を行っています。子どもの状況により、その後、療育機関での支援や定期的医療機関受診、育児相談での支援など、継続的な支援を行います。	2	成人については、がん検診等で要精密検査となった人に対しては、適切な医療を受けているか確認し、必要な指導を行っています。また、健康診査の結果、生活習慣病や栄養相談等の指導を希望する人に対しては、相談を行っています。子どもについては、健康診査や健康教室等を通じて、何らかの所見のあった子どもに対して、健康診査後の支援を行っています。	(成人)受診確認の通知を出しても返信がなく、状況が把握できない人もあり、健診結果からは障がいの情報までは把握できないため、個別支援をしながら対象者の状況を把握していく必要があります。(子ども)健康診査未受診者へのアプローチ方法。	2	適切な医療を受けていない人に対して、個別支援の強化が必要と考えられるため、障がい者情報をもつ福祉課と連携しながら、未受診者・未受療者対策の強化を図り、引き続き事業を実施していきます。

**基本目標5 雇用と就労支援の充実**  
**主要課題1 就労支援の総合的な推進**

69	1)就労支援事業	福祉課	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等への就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行う「就労継続支援」のサービスを提供します。	2	安定的にサービスを提供している。		2	
70	2)就労後定着支援事業	福祉課	障害のある人の就労の定着を図るため、障害のある人と障害のある人を雇用する事業者の双方への支援策に取り組んでいます。「N P O 法人地域生活サポートまいんど」へ委託し、就労後定着支援を実施しています。また、平成30年4月より総合支援法が改正され、新たに障害福祉サービスとして「就労定着支援」が創設されます。	2	H30年度より就労定着支援が開始され、利用者が増えている。		2	
71	3)就労に関する相談体制の充実	福祉課	葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、就労定着支援など、相談支援事業所や就労関連機関、近隣市との連携を図りながら、就労の意向確認から就労後のフォローまでの就労相談支援策の充実に努めます。	2	就労支援センター等関係機関の支援を得ながら充実に努めている。		2	
72	4)情報提供の充実（就労支援に関する情報の提供）	福祉課	就労に関する制度や事業所情報など、利用者や事業者が共有できる情報の発信に努めます。相談支援事業所と連携を図りながら就労に向けた支援を行っています。	2	就労支援センター等関係機関の支援を得ながら充実に努めている。		2	

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
73	5)効果的な就労支援策の検討	福祉課	葉山町自立支援協議会において就労支援に関わる施策を総合的な観点から見直し、効果的な就労支援策を検討していきます。	2	就労支援センター等関係機関の支援を得ながら充実を図っている。		2	

### 主要課題2 就労環境の改善・向上

74	1)就労支援ネットワークの構築	福祉課	障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、ハローワーク(公共職業安定所)、地域障害者就業センター(神奈川県障害者職業センター)、障害者しごとサポート事業、障害者就業・生活支援センター(よこすか障害者就業・生活支援センター)等とのネットワーク体制を構築します。	2	就労支援センター等関係機関の支援を得ながら充実を図っている。		2	ハローワークの会議等を有効に活用していく。
75	2)事業主への雇用の啓発	福祉課	制度案内等を通じて、町内の事業主に対し、障害者雇用に関わる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介を行い、地域の中で障害のある人が就労できる場の開拓に努めます。	3	今後も機会を捉えて行う。		2	
76	3)雇用報奨金支給事業	福祉課	障害のある人の雇用促進と就労の定着を図るため、知的障害のある人及び精神障害のある人を3ヶ月以上雇用する事業主に対し雇用報奨金を支給します。	2	在宅の知的障害者・精神障害者を対象に雇用報奨金制度を導入している。 ※R元年実績 4事業所		2	

### 主要課題3 雇用の場の拡大

77	1)町の業務の委託促進	福祉課	障害のある人の福祉的就労の充実を図るため、町の業務を事業所等に対して積極的に委託するよう関係各課に働きかけます。 福祉施策の配達サービス、行事等のお弁当やミックスペーパーの回収袋の作成を障害者施設に委託しています。	1	お弁当やミックスペーパーの回収袋の作成は機会があれば依頼している。		2	
78	2)公共施設の雇用拡大	総務課、福祉課	町の公共機関において、障害のある人の雇用拡大や就労の場の創出に努めます。	1	障害者の法定雇用率2.5%以上採用	なし	2	法定雇用率を遵守するよう採用に努めていく。
79	3)職場実習の受け入れの検討	福祉課	障害のある人の一般就労への移行を支援するため、町の公共機関において、障害のある人の職場実習の受け入れを検討します。 現在、売店の運営を通じて職場体験を実施しています。	2	体験の受け入れではなく、雇用にシフトしている。		4	
80	4)就労の機会の拡大	福祉課	障害者団体等への委託や短時間雇用、ワークシェアリング、インターネットを利用した在宅就業等の普及など、一人ひとりの能力や特性に応じた、働く機会の増大につながる支援と環境づくりを検討します。	4	自立支援協議会で検討できていない。	今後必要に応じて、検討していく。	3	

基本目標6 共に学び共に育つ環境の整備  
 主要課題1 療育・保育支援の充実

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価		現状	問題点・課題	今後の方向性	
				1. 十分な成果があった	2. ある程度の成果があった			3. あまり成果はなかった	4. 成果はなかった
81	1)障害児保育(統合保育)の充実	子ども育成課	障害のある児童を受け入れることにより、その児童とその他通園児童の健全な発達及び人格形成を促進するとともに、障害のある児童の家庭の子育てを支援します。	2		葉山保育園で障害のある児童の受入れをしている。	加配の保育士を確保することが困難なとき。	2	今後も葉山保育園で障害のある児童の受入れをしていく。
82	2)障害児等の幼稚園への就園支援	教育総務課	幼稚園運営費補助金として、障害のある児童1人あたり13万円、たんぽぽ教室通園児1人あたり2万円を幼稚園に交付します。	2		5園の内、1園は新制度移行園に移行したため、現在、町内の私立幼稚園は4園となっている。	子ども子育て支援事業計画において、幼稚園の認定こども園への移行を推進している。	5	今後移行に伴う幼稚園数の減少が考えられることから、私立幼稚園運営費補助金の廃止を検討している。

主要課題2 特別支援教育の推進

83	1)特別支援教育の推進	学校教育課	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制を整備していきます。個別的教育支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。また、教員研修を実施しスキルアップを図っています。	2		道徳の授業や学級活動等で特別支援教育を推進している。	ニーズが様々であり個別の対応が複雑である。	2	さまざまな課題を整理し特別支援教育を推進していく。
84	2)特別支援学級の設置	学校教育課	地域の中で「共に学び共に育つ」ことを基本に据えた観点から、町内すべての小中学校に特別支援学級を設置し、必要に応じて特別支援学級の担任以外に介助員を配置し障害に応じた支援の充実を推進します。	1		新年度の特別支援学級児童生徒数を把握し設置している。学校、子ども育成課、各園と情報共有をし早期に動いている。学校の実情に応じ、介助員(特別支援員)を配置している。	普通級から支援級へ措置替える児童が近年増加している。	2	各校と連携を密に図り、現状を定期的に把握し、設定していく。
85	3)学校施設の整備	学校教育課	障害のある子どもの教育的ニーズを満たすよう、教育環境を整え配慮しています。	2		支援を要する児童生徒の現状を把握し教育総務課や学校と連携し整備を進めている。	学校の実情を正確かつ迅速に判断する必要があること。	2	就学相談の中で施設整備に係る課題がないか早期に把握できるよう相談内容の充実を図るとともに学校の実態と児童生徒のニーズを見極めながら取り組む。
86	4)特別支援学級就学奨励費補助	学校教育課	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励費の補助を行っています。	1		特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者へ経済負担能力に応じて一部援助している。前年度から年間支給額を増額した。	社会的な実状に際し、追加項目を検討、対象人数を把握すること。	1	必要費目の追加等も検討しながら、対象者に支給する。
87	5)就学支援委員会の開催	学校教育課	町内に住所のある児童・生徒に対し適切な就学支援を行うため、障害児就学支援委員会を開催し、児童・生徒の状況を資料とともに報告し、適切な支援のあり方を審議しています。	1		就学支援委員会には医師・校長・特別支援担任が出席し審議を行う。	個人情報を取り扱うため、丁寧かつ正確さが重要。	2	支援のニーズが様々であるため、丁寧に保護者と面談し合意形成を図りながら円滑な委員会の開催に努める

主要課題3 放課後対策等の充実

88	1)児童・生徒の居場所づくり	子ども育成課	両親の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して「学童クラブ」、地域の遊び場として児童が利用できる「児童館等」を提供します。	2		放課後の居場所として、付き添いを求めるなどの対応で児童館や青少年会館に遊びに来ています。	指導員のケアが行き届かないときの実施方法。	2	放課後の居場所としての適正な事業の実施方法の検討をする。
----	----------------	--------	---	---	--	--	-----------------------	---	------------------------------

事業No.	事業名	担当課	事業概要	事業の達成度評価	現状	問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組み
				1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった			1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止	
89	2)放課後等デイサービス事業の利用促進	子ども育成課、福祉課	支援の必要な就学児の放課後の療育の場として「放課後等デイサービス」を提供します。	2	町内には民間事業所が1箇所あり、放課後等デイサービスを提供しています。	民間事業所の数が足りていない。	2	民間事業所での療育支援、機能訓練等を提供していく。

## 基本目標7 安心して暮らせる住みよいまちづくり

### 主要課題1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

90	1)バリアフリーの推進	福祉課	公共施設をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう「神奈川県福祉の街づくり条例」や「葉山町まちづくり条例」の周知を図り、民間事業者等への理解促進と施設整備を要請していきます。	2	事業者との協議において協力をお願いしている。		2	
91	2)公共施設等の整備	公共施設課、関係各課	町営住宅、公衆トイレ等の公共施設の整備や改修において、計画の段階から障害のあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい施設となる整備を推進します。 公共施設の一定のバリアフリー化は実施済みであり、施設の新設・改修についてはバリアフリーに配慮した設計を提案していきます。	2	役場庁舎は一定のバリアフリー化は実施済み。学校施設は改修の際にバリアフリーに配慮した。新設の建築物や、改修においてバリアフリーに配慮できても、現存している建築物は古い基準で建設されたものが多く、経路、幅員、段差等に配慮されていないのが現状である。	改修において、該当箇所はバリアフリーに配慮しても、施設全体では、段差等を解消できない課題がある。	2	引き続き、整備や改修において、バリアフリーに配慮した設計を検討する。
92	3)道路環境の整備	道路河川課	安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設、誘導ブロック等の整備に努めます。	2	歩道の段差解消対策や横断歩道部の視覚障害者誘導ブロック設置を進めています。	予算が限られているため、効率的に整備を進めていく必要がある。	2	今後も歩道の段差解消対策等を推進していきます。

### 主要課題2 緊急時・災害時の安全の確保の推進

93	1)避難行動要支援者に対する地域支援体制の整備	福祉課、防災安全課	消防、警察、自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員との連携を図りながら、緊急時の連絡体制の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難行動要支援者の地域支援体制の整備を図ります。 具体的には、避難行動要支援者の避難対策等を地域防災計画に位置づけ、リストやマニュアルの作成等を実施し、災害時に備えて情報の共有を図っています。	2	避難行動要支援者リストを更新し、民生委員、町内会長、消防署、消防団、警察署に配布している。	葉山町避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時要援護者名簿(本町は「避難行動要支援者リスト」(手を挙げた者のみを掲載)と呼称。以下「リスト」という。)を作成しているが、リストの更新が年1回であり、更新頻度を増やす必要がある。現状では同リストの作成・更新を防災安全課が担っているところであるが、災害対策基本法第49条の10では、避難行動要支援者(支援の必要なすべての者の)名簿の作成が義務付けられており、さらには個別計画の作成も国から要請されているところである。防災安全課では障害者等の障害の程度及び身体状況の把握は困難であることから、リストの作成や更新、名簿の作成や管理及び個別計画の作成は、福祉施策の一環としてシームレスな対応を図る必要がある。	3	福祉課と防災安全課で協力して避難行動要支援者に対する支援について取り組み、避難行動要支援者名簿等の作成・管理及び更新頻度を増やす等対応していく。また、福祉課による避難行動要支援者プランの周知及び新規登録等加入の促進を図る。
94	2)防災あんしんカードの周知	福祉課	緊急時や災害時に迅速な支援ができるよう、氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ医、薬、介助内容等の情報を記載しておく「防災あんしんカード」を新規手帳取得者に配布し、制度周知に努めます。 障害のある人は、手帳取得時に配布、啓発を実施しています。障害のある人以外には、広報を通じて周知を図っています。	2	窓口や広報紙等により周知に努めている。		2	
95	3)防災訓練の推進	福祉課、防災安全課	広報活動、町内会・自治会への呼びかけ等により、防災訓練を実施しています。	2	町として各種防災訓練を実施しているほか、町内(自治)会が実施する訓練に向向、指導している。また、自主防災組織リーダー研修会の実施や自主防災訓練奨励金制度創設により、地域の防災への取り組みに対する意識が高まってきている。	町内(自治)会によって訓練実施への積極性が異なる。	2	町内(自治)会が活用できる訓練奨励金を周知し、訓練実施を促していく。
96	4)防災知識の普及	福祉課、防災安全課	避難行動要支援者リストを含め、広報はやまや防災訓練を通じて知識向上に向けた啓発を行います。	2	広報はやま、HP等で周知している。	災害が激甚化する中で、国の方針や指針、マニュアル等は変更され、警戒レベル運用が開始されるなど、制度の変更等を速やかに周知する必要がある。	2	今後も継続して発信する。

97	5)防犯体制の確立の推進	福祉課	障害のある人が地域で安心して暮らせるよう警察や消防との連携を図りながら防犯体制を強化します。	2	警察や消防等の関係機関との連携に努めた。		2	
98	6)福祉避難所の設置	福祉課、防災安全課	障害のある人にとって、一般の避難所では生活に支障があるため、安心して避難できる福祉避難所を設置します。	2	1次福祉避難所として町内小中学校の教室等を使用することとし、2次福祉避難については、協定を締結する施設3箇所となっている。	2次福祉避難所として災害協定を締結する施設が3箇所にとどまっている。	2	2次福祉避難所として災害協定を締結する施設を増やし、災害への対応に備える。